

1 基本的な考え方

2 計画の体系

3 計画の内容

4 計画事業体系図・事業一覧

5 課題ごとの数値目標

6 資料編

葛飾区男女平等推進計画（第4次）の策定にあたって

1 葛飾区における男女平等推進の取組

葛飾区では、平成元年（1989年）に区の女性問題解決に向けた拠点として、「葛飾区女性センター」を設置しました。平成8年（1996年）には第1次となる「男女平等社会実現かつしかプランー葛飾区女性行動計画一」を策定し、以後、「葛飾区男女平等推進計画（第2次）」を経て、現在は平成19年（2007年）に策定した「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」により葛飾区男女平等推進のための施策を進めてきました。平成16年（2004年）には、葛飾区男女平等推進条例を施行し、女性も男性も積極的に男女平等社会づくりに参画できるよう、葛飾区女性センターの名称を「葛飾区男女平等推進センター」と改めています。

また葛飾区では、配偶者暴力（DV）防止のための事業として「女性に対する暴力相談（DV相談）」、DV関係機関連絡会等を早くから実施してきたところです。さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正を受け、平成21年（2009年）に「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定するなど、被害者支援のための取組を充実させてきました。

現在進行中の「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」における122の計画事業については、廃止事業が4事業あるものの、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための事業等3事業を加えるなど、おおむね順調に推進しているところです。

平成22年（2010年）には、第4次となる男女平等推進計画を策定する基礎資料とするとともに、男女平等推進施策に役立てていくため「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（以下「区意識調査」という。）を実施し、計画の検討を重ねてきました。

2 第4次計画における重要な視点

葛飾区では、葛飾区男女平等推進条例でうたわれている「男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会」を実現するため、男女平等推進施策を進めています。

しかし、葛飾区の政策・方針などの意思決定の場への女性の参画は徐々に進んでいるものの、参画率としては区の目標としている30%に届かず、女性の意見を反映できる機会は未だに少ない状況にあります。行政サービスを受ける区民の半数は女性です。区の政策に女性の視点を取り入れ、区民のニーズに沿ったサービスを提供していくため、より一層女性の参画を推進することが求められます。

また、働く女性の6割は妊娠・出産時に仕事を辞めていたり、働いている女性の2人に1人は雇用形態（非正規・パート等）に課題があるなど、働く場における男女共同参画も十分に進んでいない状況にあります。区意識調査においても、特に、子育てや介護に関するハード面やサービスの充実を求める区民が多いことから、仕事と育児、介護の両立支援施策をさらに進める必要があります。また区意識調査では、ハード面の整備だけでなく、これまでの働き方や意識を変える必要性についての意見が多く、ワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発が求められています。

さらに、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組の重要性は増しています。葛飾区では、平成21年（2009年）に策定した「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」に基づき、主に相談や啓発活動に取り組んできました。しかし区意識調査では、DV被害を受けた女性のうち、相談したとの回答が約4割にとどまっています。より一層のDV相談窓口等の周知の充実及び「家庭内であれ暴力は犯罪である」という暴力防止のための意識啓発を進める必要があります。

葛飾区では、これらの課題に対し、総合的かつ計画的に施策を進めていくため、第4次の男女平等推進計画として策定するものです。策定にあたっては、平成24年度からの「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第2次）」を内包した計画としています。

さまざまな世代に向けて計画のより一層の周知を図りながら、男女平等社会の実現に向けて施策に取り組みます。

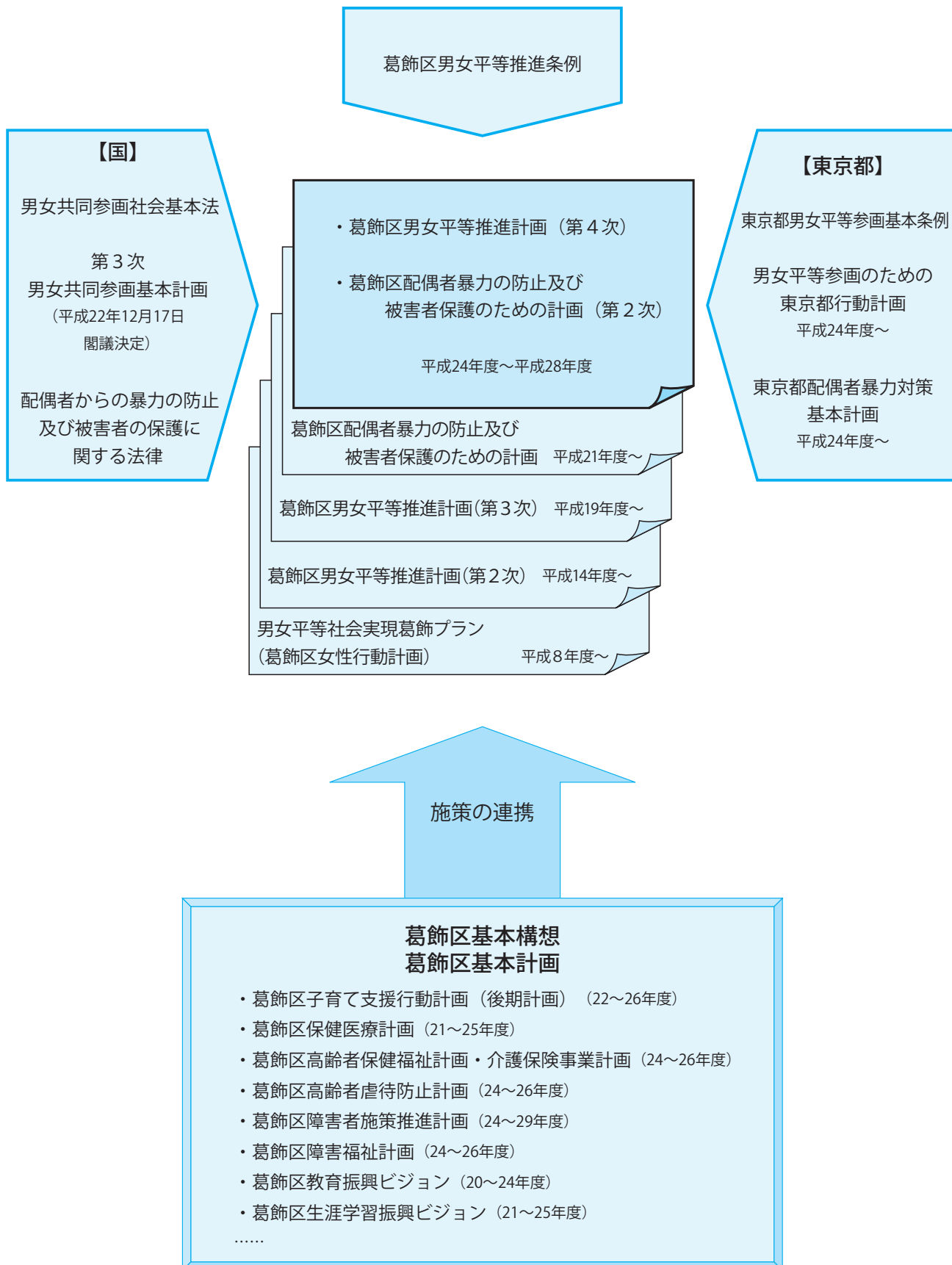
計 画 の 性 格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定する計画です。
- (2) 「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」を継承し、さらに発展させるために策定した計画です。
- (3) 広く区民の意見を取り入れ、地域社会の現状に合致させた計画です。
- (4) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (5) この計画の目標2の課題1中、施策の方向1～4は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第2次）」として位置づけます。
- (6) 国や東京都の計画及び取組との整合性を図った計画です。

推 進 期 間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2017年度）までの5年間とします。

【葛飾区男女平等推進計画の位置付け】



基本理念（葛飾区男女平等推進条例第3条より）

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

